

国道8号 災害対策基本法に基づく 道路区間指定について

【災害対策基本法に基づく道路区間指定について】

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき下記区間を指定し、通行の支障となる車両等については移動等の作業を行います。

路線名	指定区間(上下)	指定時間
国道8号	たや 富山県富山市手屋地先 雄峰大橋西詰 ~ なかじま 富山県富山市中島地先 中島大橋東詰	1月8日22時00分

【道路状況】

- ・異常降雪により渋滞が発生中
- ・迂回路：国道41号及び主要地方道富山港線



お問い合わせ先

■ 事業対策官 おりはし かずよし 折橋 一禎 TEL：076-443-4701（直通）



国土交通省北陸地方整備局
 富山河川国道事務所 Tel:076-443-4701(代)
 〒930-0837 富山市奥田新町2番1号 <http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>

位置図(指定区間)

災対法 区間指定
 国道8号 L=4.6km
 【起点】富山県富山市手屋(たや)
 (雄峰大橋西詰)
 【終点】富山県富山市中島(なかじま)
 (中島大橋東詰)

